

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	生活用水の使用制限等	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第31条、第44条の4、第50条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ 設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 処分基準 市長が、一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき 処分の対象 一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水の管理者 処分内容 使用又は給水の制限、又は使用の禁止 ただし、使用制限等の期間中、当該生活用水の利用者には、別途、堺市が生活用水を供給する。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	